## 告 示

埼玉県告示第百八十号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十四年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

商業貢献に関するガイドライン」 「春日部市商工業振興基本条例」 に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に 及び埼玉県 の「大型店、 チェ 1 ン店の地域

対する協力に努めてください。

二 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から平成二十四年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター